

重要基本項目の方針案

1 合併の方式

(方針案) 合併の方式は、新設(対等)合併とする。

2 合併の期日

(方針案) 合併の目標期日は、新市を目指す平成16年3月を目標とする。
可能な限り早い時期とする。

3 新市の名称

(方針案) 各町村において一般公募し、11月20日までに集約する。
第2回の協議会で協議し決定する

4 新市の事務所の位置

(方針案) 古川町内とする。

5 財産及び債務の取扱い

(方針案) 原則新市が引き継ぐ。今後十分協議する。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(方針案) 法定定数26人以内とし、旧町村ごとに選挙区を設け、最低3名の議員を選出できる方式を考える。
小選挙区制採用の期限については特に定めない。

7 支所機能等の体制(地域審議会)

(方針案) 旧町村に振興事務所を設置する。
振興事務所長にできる限りの権限を与える。
旧町村に地域審議会を設置する。